

平成25年度

第1回倉浜衛生施設組合議会臨時会
会議録

平成25年7月25日 開会

平成25年7月25日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成 25 年度
第 1 回

倉浜衛生施設組合議会臨時会会議録

平成 25 年 7 月 25 日（木）午前 10 時開会

議事日程第 1 号

平成 25 年 7 月 25 日（木）

午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1 号 ごみ処理施設解体工事（第 2 工場）の請負契約について

本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

出席議員（13名）

1 番	喜納 勝範	議員	8 番	前宮 美津子	議員
2 番	仲宗根 宏	議員	9 番	我如古 盛英	議員
3 番	新里 八十秀	議員	10 番	呉屋 等	議員
4 番	高江洲 義八	議員	12 番	宮城 司	議員
5 番	高橋 真	議員	13 番	喜友名 朝眞	議員
6 番	仲宗根 誠	議員	14 番	洲鎌 長榮	議員
7 番	普久原 朝健	議員			

欠席議員（1名）

11 番 桃原 功 議員

説明のため出席した者の職、氏名

管理者	東門 美津子	次長	町田 均
副管理者	佐喜眞 淳	総務課長	嘉陽田 朝之
副管理者	野国 昌春	業務第一課長	新垣 学
事務局長	花城 清雄	業務第二課長	新本 耕太郎

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長	町田 洋人	主事	金城 栄子
主任主事	内間 智恵		

●普久原朝健議長 おはようございます。ただいまから平成25年度第1回倉浜衛生施設組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数、12名でございます。定足数に達しておりますので、会議は有効でございます。早速会議に入ります。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。東門管理者。

●東門美津子管理者 おはようございます。平成25年度第1回倉浜衛生施設組合議会臨時会を開会することにあたりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、選挙直後でもありまして、本当にお忙しい中だと思っておりますが、お時間をお繰り合わせいただきまして、そしてご出席賜りましたことに対し、心からお礼を申し上げます。今臨時会には、ごみ処理施設解体工事（第2工場）の請負契約についての1件の議案を提案させていただいております。議案の内容につきましては、後程事務局の方からご説明をさせていただきますが、なにとぞ慎重なるご審議を頂きまして、ご議決を賜りますよう、お願い申し上げます。本日はよろしくお願い申し上げます。

●普久原朝健議長 以上でご挨拶を終わります。本日は、議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。1番議員 喜納勝範議員、9番議員 我如古盛英議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●普久原朝健議長 ご異議なしと認めます。

第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。（午前10時03分）

再開いたします。（午前10時03分）

●普久原朝健議長 会期については本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●普久原朝健議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

第3、議案第1号、ごみ処理施設解体工事（第2工場）の請負契約について議題といたします。

花城事務局長。

●花城清雄事務局長 おはようございます。事務局長の花城でございます。よろしくお願い申し上げます。では、議案の方を説明したいと思います。

議案第1号 ごみ処理施設解体工事（第2工場）の請負契約について。このことについて別紙のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び倉浜衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年7月25日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 東門 美津子

- 1 契約の目的 ごみ処理施設解体工事（第2工場）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金244,524,000円
- 4 契約の相手方 仲本建設株式会社・有限会社丸喜産業特定建設工事共同企業体

代表者 住 所 沖縄市字登川2434番地
商号又は名称 仲本建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 仲本 巽

構成員 住 所 沖縄市安慶田三丁目7番15号
商号又は名称 有限会社 丸喜産業
代表者氏名 代表取締役 上江洲 学

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

●普久原朝健議長 以上で当局の説明は終わります。次に質疑に入ります。

休憩いたします。（午前10時05分）

再開いたします。（午前10時05分）

●普久原朝健議長 2番議員、仲宗根 弘議員。

●仲宗根 弘議員 同議案につきまして質疑させていただきたいと思います。解体工事、第2工場ですけれども、まず1点です。前回、第1工場が解体されたのですが、その工程と今回の工程、4ページに工程表があるんですけれども、これは同じような工程での作業請負になっていたのかどうか。資料の4ページのごみ処理工場解体工事工程表の中の環境調査というのが、11月から平成26年1月までが調査で、最終的な解体工事等々まで含めると、その間の環境調査というのは、どうなっているのか。それと、最後に更地になった後の環境調査というのは、入れるのか入れないのか。これは非常に、うちの市長もそうですけれども、ダイオキシン問題で結果的に後でこういうふうな結果が出てきたときに、責任の所在というのは、当然求められる可能性があるものですから。その、解体工事後のことは、どういうふうに考えているのか。

もう1点。リサイクル・減量・再資源化という3Rの理念の中で、解体工事から出てくる耐火レンガ、ストーカ方式ですからどうしても大量なレンガが使われていると思うんですけれども、そのレンガの再利用化というのは可能なのかどうか。これがもし可能ではないとして、処分というときに、どの基準でもってどの企業にどういう形で処分させていくのか。今日資料いただきました、九州各県、県外の業者ということですが、そういう既存6社は県内の業者かと思うんですけれども、残りの部分、県内への産廃としての処分できる基準とかいうのは、しっかり考えているのか。その部分をまずお聞かせいただきたい。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 仲宗根議員の質疑にお答えしたいと思います。環境調査についてありますが、環境調査につきましては、ごみの焼却施設解体工事におきましては、事前の分析調査、そしてそれに基づく、工事をする前にですが、もう一度付着物調査とか、着工前調査、それと廃棄物を除染した後の、除染後の付着物調査、そして解体中の空気中の調

査、そういうふうなものを予定しております。そして工事完了後につきましても、住民の安心・安全な、環境に配慮した、住民の安心、環境に対するいろいろなものがありますので、十分に調査をしていきたいというふうに考えております。その後、空气中調査、土壌調査等も予定しております。土壌調査については、敷地内の4箇所を予定しております。これにつきましては、特別な、具体的な資料がないのですが、環境省のダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルを参考にしながら実施をしていきたいと思っております。

耐火レンガについてもお話がありましたが、今回の解体工程の中で出る廃棄物につきましては、産業廃棄物ということで、産業廃棄物につきましては、種類・形状とか、それによっていろいろ処理の方法が違ってきます。資料の提出を忘れたのですが、前回、仲宗根議員から資料要求がありまして、今回、追加資料として議案の説明資料を提出しております。その中で、処分場の処分の仕方ですが、県内及び九州での産業廃棄物の最終処分場について、資料を作成してあります。耐火レンガにつきましては、少し戻りますが、環境省の建設廃棄物処理指針並びに日本産業廃棄物処理振興センターの分類基準によりますと、耐火レンガはガラス・陶器・陶磁器くずに該当しております。その中で、安定型品目ということになります。今回の耐火レンガにつきましては、ごみ焼却炉という特殊な状況にあり、煤煙や焼却灰の付着の恐れがありますので、そのままでは建設廃棄物処理指針によりますと、混合性のある複合体の管理型という形になっております。コンサルに確認をしたところ、今回の解体工事で耐火レンガが出たものについては洗浄し、そして付着防止措置を実施しますので、安定型の最終処分場で処理できるものという回答を得ております。以上です。

●普久原朝健議長 仲宗根 弘議員。

●仲宗根 弘議員 ありがとうございます。耐火レンガは使えないので処分ということですね。使えれば一番いいんだけどね。あれだけの量の耐火レンガですから。

環境調査ですけれども、更地になった時点では、新しく予算を補正か何かでもって、やるということになるかと思っておりますけれども、非常に大事な部分はその部分で、今回は解体工事だけですけれども、そこからの、昭和51年に造られた工場ですから、そこから半径500メートルくらいの部分で、当然あの当時は基準も低いですから、今とは違って環境基準も。かなりの広範囲で、ダイオキシンの飛散ということが考えられるのですけれども、その辺はどうなんでしょうか。水質調査とかも何ポイントかやってみるとか。新工場建設の時に、地域自治会、いわゆる池原・登川・知花・倉敷ダム流域振興促進協議会の皆さんと、そこまで考えていきましょかねと、事前の話はされていたと思うんです。その部分が今回見えないものですから。当然、解体した後に、こうなりましたというのは、管理者としても地域への周知方としっかりした報告は必要だと思うんですけれども、その辺はどうなっているのか。しっかり、倉浜衛生施設組合としての方針は出していただきたいと思うんです。だからあえて記録に残したいというのはそこなんです。管理者から答弁いただければ、ありがたいと思います。それと、ほかの分類での処分ですけれども、資料から出ていますが、県内で処分される量というのは、大体の把握はできますか。解体の分類をした場合、それで可能なのか。県内業者をいろいろ見てみると、一番目の前にある倉敷環境さんあたりもずいぶんいっぱいしているような状況で、残りの業者は受け入れは大丈夫でしょうか。そこまでお聞かせいただきたいと思っております。

●普久原朝健議長 花城事務局長

●花城清雄事務局長 今、いろいろな話があったのですが、産業廃棄物の考え方といたしまして、産業廃棄物というのは事業活動によって伴った廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃プラスチック等、基本的には 20 種類の廃棄物を言っております。今回、解体工事で排出する廃棄物については、その種類とかいろいろなものによって、安定型なのか管理型なのか、という形でいろいろ違ってきます。ダイオキシン等については県内で処理する業者がありませんので、県外へという形になります。汚泥とかそういうものについても、基準以下のものについては管理型の最終処分場で処分することも可能です。少し詳しく言いますと、現在、産業廃棄物の処理方法としては、安定型の最終処分場、それと管理型最終処分場、そして遮断型の最終処分場の 3 種類があります。県内には安定型と管理型があるのですが、安定型というのは形状が性格的に安定しているようなものを埋立処分するということですね。管理型につきましては一定以上の有害物質とか、いろいろなものが含まれている場合に、十分に管理をしながら処分するというので、ちゃんとした、特別管理産業廃棄物業許可や特別管理産業廃棄物収集運搬業務等の許可を得た業者でしか処分することができませんので、今回の倉浜衛生施設組合の解体工事の廃棄物については、請負業者によって、そういう中間施設もしくは最終処分関係の業者の方に、処理をお願いするという形になります。では、どういうふうに処理されたかということが非常に心配でありますので、管理型については、最近のマニフェスト制度がありまして、産業廃棄物が適正な処理をされているかどうか、それをチェックする方法があります。これは、請負業者の方でマニフェストを交付し、そして中間施設や最終処分場の業者の方で、一つずつ受け入れをして、それを最終的にチェックするという形で、管理型の産業廃棄物については処分するような状況になっております。その管理方法につきましては 5 年間の保存義務がありまして、5 年間それがどういう形で処分されたか確認できるようになっております。以上です。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午前 10 時 10 分）

再開いたします。（午前 10 時 15 分）

●普久原朝健議長 仲宗根 弘議員。

●仲宗根 弘議員 なぜしつこく聞いているかということ、この管理型の資料に出ている 3 業者ということ、ほぼ系列が一緒で、どこを見ても受け入れができそうにない感じがするものですから、だから後で困ることにならないかという心配があるものですから。しつこいようだと思うんですけども、沖縄市が入ってくるんだったらいいんですが、うるま市さんにしたら迷惑な話で、いろいろな要素が絡んでくるものですから。そこら辺はしっかり、近隣にも理解を得られるような形での、業者とのしっかりとした契約の中で指導をしていただきたいと、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、先ほど答弁がなかったのですが、最後の更地状態の後の環境調査というのは、管理者が最後に決断しないといけないと思うんですけども、副管理者と相談しながら。半径 500 メートル以内の水質とか環境調査は、入れる考えがあるのかということをお先ほど質疑したんですけども。半径 500 メートルといえば、東南植物楽園辺り一帯まで入るわけですが、その辺も含めてどうなるかということ。これはぜひやってほしいと思います。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 今、工事完了後のいろいろな調査についてありましたが、現在予定しているのは、ダイオキシン関係の法律がありますので、ごみ処理施設解体工事の場合はダイオキシン等が含まれる可能性がありますので、ダイオキシン類対策特別法及び廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱に沿った解体を、法的にも義務付けられておりますし、それに基づいてダイオキシン等の、事前、工事中、そして工事後のいろいろな関係の調査の予定をしております。環境調査、周辺調査については、土壌調査については予定をしておりますが、周辺何百メートルとかそういうものについては、今のところ検討はしておりません。今後また、いろいろな形で工事が、第3工場の方も来年度予定しておりますので、その中で倉浜衛生施設組合としても、そして運営委員会や管理者会議等でいろいろな議論をしながら、検討していきたいと考えております。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午前10時31分）

再開いたします。（午前10時31分）

●普久原朝健議長 5番議員、高橋 真議員。

●高橋 真議員 議案第1号、ごみ処理施設解体（第2工場）の請負契約について質疑をさせていただきます。同議案の内容についてであります。以前いただいた議案説明資料4ページ、ごみ処理施設解体工事工程表の中の除染工事の部分についての内容について、質疑をさせていただきます。除染工事の期間、9月下旬から11月下旬くらいまでですか、この期間と時期、この部分については発注者側の組合としては妥当と考えているのか。その根拠も含めて教えていただきたいと思っております。根拠の部分はおそらく法的根拠があるはずですので、それについてご答弁いただきたいと思っております。そして、この除染工事の内容についてであります。具体的にどのような形で除染工事をされていくのか、その内容について教えていただきたいと思っております。本員が懸念しているのは、機械が入っていった無人の状態で行っていくものなのか。それとも人が投入されるのか。イメージですけれども煙突の中とかそういう部分なのか。その内容について教えていただきたいと思っております。以上2点、よろしく申し上げます。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 高橋議員の質疑にお答えいたしたいと思っております。4ページのごみ処理施設解体工事（第2工場）の工程表につきましては、あくまで案であります。その後、正式に請負契約をした段階で、請負業者と細かく日程を詰めながら、どういう日程でやれるかということ、調整していきたい。正式な工程表ではなく、あくまで案としてある程度の予測を立てた表でございます。それと、解体の時期につきましては、請負業者と打ち合わせをしませんとわかりませんので、実際に工事がいつから始まるかというのは、今後双方で検討していきたいというふうに思います。

作業についてなのですが、今回ごみ焼却炉につきましては、煤煙などいろいろなものがありますので、その処理については、粉塵等が洩れることがないように、完全に密閉養生をしまして、建物の中の気圧を下げて工事をするようになっております。手法としましては、高圧水を吹きかけて汚泥やいろいろなものを取っていきます。その汚泥が落ちたものについては、タンクなどにため、常時洗浄していきます。そして集まったものを管理型な

ど、そういう形で処分をしていくという内容になっております。以上です。

●普久原朝健議長

休憩いたします。(午前10時37分)

再開いたします。(午前10時38分)

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 高橋議員の質疑にお答えいたしたいと思います。中の方では機械ではなく人が入って、高圧水で除染をするということになります。以上です。

●普久原朝健議長 高橋議員。

●高橋 真議員 ありがとうございます。事務局長、答弁ありがとうございます。この工程表に関しては、まだ案の段階であるので、しっかりと受注側の業者さんと詰めて、具体的にスケジュールを立てていきたいというふうにありましたが、本員1点指摘をさせていただきたいというふうに思います。今回、除染工事については、今事務局長もご答弁いただきましたが、人が入るわけですよ。人が入って高圧洗浄機でもって一旦除染をしていくという、工程作業をするということは、その人が入るときというのは、そのまま素で入るわけではなくて防護服みたいな形のもを着て、かなり高温の中、リスクを少し冒しながら作業をやっていくと思います。それで、この時期についてであります、9月の後半というものは、だいぶ残暑も厳しくて大変暑い時期になるので、通常こういった除染作業というものは、涼しい時期とか冬とかに、全国的に見たら行われているという状況が、本員が調べた中ではあったんです。今回発注者側が、なぜこのような暑い時期に、短時間しか構内に入って除染ができないときに、これをスケジュールとして示しているのかという部分が、大変疑問があったわけなんです。受注する側、いわゆる解体工事業者さんの除染工事の工程も含めて、労働衛生環境、環境衛生の部分を配慮して、このスケジュール表を示して行っていったのか。この部分について、今後の方針もやはり、第3工場等の解体工事の中で、時期的な配慮というのは、しっかりとの方針に組み込んで、こういった解体工事を発注できないものなのかという意図があります。それについて、方向性についてお聞かせいただきたいと思います。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 高橋議員の質問にお答えいたしたいと思います。解体除染工事が人によってなされるということで、安全性についていろいろ質問がありました。現在、作業時間とかそれについては特段の規定がありません。ただ、常時50人以上の労働者が仕事をする場合は、安全衛生委員会というものを設置しまして、労働災害の防止について取り組みをしていきます。その中で労働時間についても、何時間、高温多湿の厳しい環境の中で仕事をします、安全衛生委員会の指導の下で業務を進めていくというふうに予定をしております。それと、工区については、ごみ処理施設の解体でありますので、第1管理区域、第2管理区域、第3管理区域という形で分かれておまして、その保護具も、管理区域に沿った形で変わってきます。安全衛生委員会とかそういったものを十分に遵守して、安心・安全な工事ができるようにやっていきたいと考えております。

●普久原朝健議長 高橋議員。

●高橋 真議員 東門管理者におたずねいたします。事故が起きないように、今、局長からご答弁がありましたけれども、非常に専門的な、特殊な工事がこの中には入っておりま

す。よく知れた工事、工程ではありませんから、しっかりと安全管理というか、発注者側の配慮が必要になってきます。局長は事故が起きないようにしたいと思いますとおっしゃいましたけれども、発注者側からすると事故を起こしてはいけないんですね。ぜひ、管理者から事故は起こさないという、発注者側の決意を聴かせてください。

●普久原朝健議長 東門管理者。

●東門美津子管理者 議員のご指摘、当然だと私も思います。そこで働く人の安全管理というものも大事ですし、もちろん工事の影響というのも他に及ばないように、しっかりとやらなければいけないということは、3人とも同じ意見でございますので、この点はしっかりとさせていただきたいと思います。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午前10時43分）

再開いたします。（午前10時43分）

●普久原朝健議長 前宮議員。

●前宮美津子議員 ごみ処理施設解体工事（第2工場）の請負契約について、お伺いをしたいと思います。説明資料の4ページ、これは仲宗根議員と少しダブるかも知れませんが、環境調査の中で、DXN類追加調査・工事着手前調査について、もし良ければどれくらいの調査をされるのか、資料でいただきたいと思います。そして、この調査結果は、さっき事務局長も説明されていたけれども、事前と中間と、そして後半で結果が出るとおっしゃっていたんですけれども、その都度報告がなされるのかどうか。そしてどういう形でその報告が出てくるのか、報告もどういうふうにもたれるのか、それをお聞かせ願います。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 前宮議員の質問にお答えいたします。先ほど、資料提出の要望がありました。それについては準備していきたい思います。事前、工事中、調査後のダイオキシン等いろいろな調査につきましては、その都度報告はしますが、調査した後、分析とかいろいろな形が必要になりますので、その分析結果が出た時点で、いろいろな形で、議会もしくは地域の住民の方に報告していきたいと考えております。以上です。

●普久原朝健議長 前宮議員。

●前宮美津子議員 ありがとうございます。ただいま、分析結果が、除染工事が行われると工程表にも載っているんですけれども、やはり分析結果によってはいろいろな問題が出てくると思うんです。基準値以上のダイオキシンが出てきたり、そういうふうに至った場合、住民への報告だとか、そういうシステムは取られているのかどうか。たとえば、安全・安心の工事を行ってほしいと、そういうことでは、しっかり除染をして、そして引き渡すと、そういう決意があるのかどうか。当局が責任を持って、環境に影響がないと、しっかりと、そういう下で受け渡しができるのかどうか。そこを少しお聞かせください。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 前宮議員の質問にお答えしたいと思います。汚泥とか、いろいろな廃棄物につきましては、実際に調査をしてみないと、「こうです」という形では言えませんので、調査をして実際に分析をした後に、こちらとしても、どのような対策とか、いろいろな形の検討をしていきます。住民の皆さん、市民の皆さんが、安心して生活ができるよ

うな状況で、ごみ処理焼却炉の解体工事を、倉浜衛生施設組合としても実施していきたいと。その点では、請負業者方と、十分に緊密に連絡を取り合いながら、いろいろな情報を適正に適切に発信をしながら、というふうに考えております。

●普久原朝健議長 前宮議員。

●前宮美津子議員 最後に。返還した後にいろいろなものが出てきた。たとえば普通の土地ではないんですよね。いろいろな廃棄物を処理された所だけに、後でいろいろなものが出てきたと、そういうことにならないように、しっかりそこは調査や分析をし、そして後の使う人たちの迷惑にならないような返還の仕方をしてもらいたい。これは要望です。以上です。

●普久原朝健議長

休憩いたします。(午前10時50分)

再開いたします。(午前10時50分)

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 それでは、私もごみ処理施設解体工事(第2工場)請負契約について、質疑をいたします。説明資料の2ページから、まずはお願いしたいのですが、こちらは開札の結果ということで、今回入札をされました17の企業体の代表者、そして構成員の企業名が書いており、そしてまた、落札の方が6番目ということで、こちらの方で表示されています。

まずお聞きしたいのが、この17の企業体の中で、二市一町いわゆる宜野湾市・沖縄市・北谷町の、17企業体のうち、それぞれどの市が何社ということで、お聞きしたい。

代表者と構成員は、すべて同市・同町で構成されているのか、これが2番目。

そして3番目に、平成25年度の当初予算を見ますと、請負工事が284,909,000円で、当初予算の方では歳出で出ておりました、今回の契約金額が244,524,000円ですから、40,000,000円の執行残ということで理解していいのか。以上まず3点につきまして質疑をしたいと思います。

●普久原朝健議長

休憩いたします。(午前10時52分)

再開いたします。(午前11時02分)

●普久原朝健議長 答弁を求めます。花城事務局長。

●花城清雄事務局長 呉屋議員の質問にお答えしたいと思います。今回の解体工事につきましては、建設工事の設計額が150,000,000円を超えるということになりましたので、共同企業体の施工方式の対象工事となっております。これにつきましては、沖縄市共同企業体取扱要領第4条第2号の規定があります。

そして、今回の構成市町の割合についてなのですが、今回の建設工事につきましては、構成市町の34建設業者を指名しております。これにつきましては、等級Aの建設業者を構成市町の34社すべてを指名しております。内訳といたしましては、沖縄市が16社、パーセントで言いますと47パーセント。宜野湾市が14社、41.2パーセント。北谷町が4社、11.8パーセント。ということで指名し、今回の場合は多くの構成市町の建設業者の方に、均等に入札の機会を与えるために、そういう形を取っております。事業の代表と構成員の事業の請負額についてですが、基本的には7対3という形の割合になっております。

そして、先ほど当初予算と今回の請負金額について差額が出ているのではないかということですが、当初予算につきましては、平成 25 年 3 月 24 日の倉浜衛生施設組合議会におきまして、平成 25 年度の倉浜衛生施設組合一般会計予算として計上し、議決を得ております。そのときには、平成 24 年度の公共工事の単価表を元に作成し、予算計上しました。その後、平成 25 年 3 月 29 日に、国土交通省の方から、平成 25 年度の公共工事設計の単価の運用について、決定がありましたので、今回の入札につきましては、新しい方の単価を反映した形で行っております。その中で、スクラップ等の単価アップも設計額の減の要因であります。そういうことで、今回の予定価格、契約金額の差額が生じております。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午前 11 時 06 分）

再開いたします。（午前 11 時 06 分）

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 呉屋議員の質問にお答えしたいと思います。今回の場合は、特定建設工事共同企業体方式をとっておりますので、両方、つまり、仲本建設株式会社それと有限会社丸喜産業が共同でやっております。そして代表として仲本建設で、構成員として丸喜産業ということで、そしてその事業の内訳につきましては、先ほど答弁いたしましたが、7対3というふうな形での工事契約となっております。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午前 11 時 07 分）

再開いたします。（午前 11 時 07 分）

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 今回は、たまたま沖繩市の共同企業体であります。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午前 11 時 07 分）

再開いたします。（午前 11 時 07 分）

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 構成の仕方については、沖繩市と沖繩市、宜野湾市と沖繩市等、いろいろありまして、その中で、入札の代表業者としては、沖繩市が 11 社、宜野湾市が 5 社、北谷町が 1 社。そして構成の業者 17 社については、沖繩市が 5 社、宜野湾市が 9 社、北谷町が 3 社ということです。共同企業体につきましては、各々業者の方で自由に組み合わせをして、今回の入札になっております。以上です。

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 今のご答弁だと、構成員は沖繩市・北谷町・宜野湾市の方で選べるんだというふうなご答弁をいただきました。ありがとうございます。そして、指名に関しても A ランクの業者 34 社すべてにお声掛けをしたということも、最初、沖繩市・宜野湾市・北谷町ということで、割合を決めた指名競争入札と思ったのですが、そうではないと。すべての業者にお声掛けをしたということが、今の答弁でよくわかりました。ありがとうございます。この同じく 2 ページの資料の中に、最低制限価格未満というのが、2 つの企業体がございますが、当然最低制限価格を下回る場合は失格というか、それは落札できないわけでございますが、最低制限価格の求め方というか、それはそれぞれあるのですが、倉

浜衛生施設組合で、今回の場合はどのような計算方式で最低制限価格を算出されたのか、それについてご答弁をお願いします。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 呉屋議員のご質問にお答えしたいと思います。倉浜衛生施設組合では、今年度は第2工場、来年度は第3工場の解体工事を予定しております。解体工事につきましては、十分な安全性の確保が必要であり、また、リサイクル法による合法的な産業廃棄物の処理及びごみ焼却炉の特殊性から、特に燃えがら、灰、プラスチック類、汚泥、煤塵、PCB、飛散性のアスベストの処理が重要であり、今回の解体工事におきましては、良質な工事施工の確保や従業員の安全の保護等が必要であり、建築工事同様、最低制限価格を設定しております。以上です。

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 最低制限価格が設定されているのはわかっているんですね。その算出の方法というのは、算出式で、それはもちろん係数値があって、何パーセントから何パーセントというのがあるのかも知れませんが。その最低制限価格の算出について聞いているのでありまして、この表を見て最低制限価格未満ということで処理をされておりますが、それでは最低制限価格はどういった方式で出されているのかなというのを聞いております。

もう1点、確認でございますが、先ほど執行残が40,000,000円ですねという話をお聞きしましたが、ご説明がございまして、国交省から云々という話もあったのですが、前置きはともかく、執行残が40,000,000円でいかどうかについてののみ、この2点を再度、確認の意味で答弁をお願いします。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 呉屋議員の質疑にお答えしたいと思います。最低制限価格については、倉浜衛生施設組合では、条例及び規程、規則等には規定がありませんが、今回、沖縄市の条例及び規則を準用して、最低制限価格の設定にしております。予定価格といたしましては、予定価格の10分の7.5から10分の9の範囲内というふうになっております。

差額についてなのですが、予算を計上する場合、今回の場合は24年度に基礎付けを元に算定をして、工事単価を決めて、今回予定価格を新しい労務単価とかいろいろなものを再度見直しをして、予定価格を設定します。その後、たまたま今回の入札において、予定価格よりも請負業者の方が入札した金額が、われわれの設定した数字よりも40,000,000円少なかったという形になっております。

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 確かにまだ執行しておりませんので、私の聞き方も、執行残ではなくて予定の契約残というような聞き方が正しかったのかなと思います。失礼しました。

最後にお伺いしますが、先ほども除染工事について質疑がなされましたが、除染工事に関しまして今回落札された企業体がやるのか。それとも除染工事に関しては、特殊な工事ということが予測されますので、この分に関しては、別段下請けを考えているのか。除染工事はどういった業者が、いわゆる専門業者が、またさらにこの価格の中で下請けという形でやるのか。そこは、入札の際にとか、そういった説明を、除染工事はどういった業者さんがさらに下請けという形でやっていくのかどうか、そこを少しお聞きしたいのですが。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 呉屋議員の質問にお答えしたいと思います。今回のごみ処理施設解体工事については、ダイオキシン等がいろいろ想定されますので、特殊だというふうな形ではありますが、この解体についてはずっと答弁しておりますが、ダイオキシン類対策特別法や、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱という、要綱や法律がありますので、解体方法についてはそれに基づいて、元請け業者の方でそれを執行するというふうな形になります。ですから、元請け業者の方でそういう工事を実際にやる業者と契約してやるのか、また独自にそういうものをもってれば、独自にやっていくというふうな形になっていると思います。

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 除染工事に関しては元請け業者がやるのか、それとも、また契約するのかということは、まだ決まっていないというのが今の答弁なのかなというふうに思いますが。後、その除染工事の費用というのは、なぜそういうことを聞いたのかというと、工程表の中にすべてはいつておりますので、請負金額の2億4千万でしたか、その中にすべて除染工事も含めた価格であり、そしてまた、元請けがやるのかそれとも下請けが受けるのかというのは、今の答弁だとまだ決まっていないということによろしいですか。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 今、呉屋議員の方から工事の費用についていろいろありますが、今回の解体工事におきましては、除染とか、すべて含んだ形で予算を計上しておりますので、すべて解体工事に関する予算は、その請負金額の中に入っているというふうに、考えてほしいと思います。

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 最後に。特にこの除染工事の金額と、そしてまた国等の補助があれば補助率とか、その辺の所をお聞きして、質疑を終わりたいと思います。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 今、除染工事の費用はいくらかというふうな質問ではありますが、解体工事の総体で、いろいろな設計書を作成し、その中で単価を出しておりますので、その中でこの工事はいくらですという形は、出せないと思います。すべてを含んで見積もりをしておりますので、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

工事の内訳書があるのですが、この内容によりますと、共通仮設工事とか土工事、除染工事、建築解体撤去工事、設備解体撤去工事、外構撤去整備工事、環境調査費、発生材処分費、直接工事費等、いろいろな工事に分かれておりますので、その金額に応じた入札はしておりませんので、すべてを含めた形での請負契約でありますので、その業者によっては、高低がいろいろあると思いますが、今回の請負契約につきましては、総体として工事請負金額を想定しております。先ほど言ったような、いろいろな8つほどの工事がありますので、その色分けについては、各々請負業者、入札業者の方で検討して入札をしたと思いますので、それについてはいくらですという金額は言えないと思います。

今回は単独事業であります。解体工事につきましてはですね。当初は、循環型社会形成推進交付金を活用して解体工事をする予定でありましたが、その場合に、ストックヤードやいろいろな施設を新たに造っていかなければならないということで、今回、運営委員会や管理者会議等でいろいろな議論をして、交付金事業ではなく単独事業ということで決定

をしております。以上です。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午前11時24分）

再開いたします。（午前11時24分）

●普久原朝健議長 質疑はございませんか。

（『質疑なし』の声あり）

●普久原朝健議長 質疑はないものと認め、これで質疑を終了いたします。

次に討論に入ります。議案第1号について討論はありませんか。

（『討論なし』の声あり）

●普久原朝健議長 省略の声がございます。討論を終結することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●普久原朝健議長 ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それではお諮りいたします。議案第1号、ごみ処理施設解体工事（第2工場）の請負契約について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●普久原朝健議長 ご異議ございませんので、よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。本臨時会において議案が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●普久原朝健議長 ご異議ございませんので、そのとおり決定をいたします。

休憩いたします。（午前11時25分）

再開いたします。（午前11時28分）

これをもちまして本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、平成25年度第1回倉浜衛生施設組合議会臨時会をこれにて閉会いたします。ご苦労様でございました。

閉 会 （午前11時28分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年 9 月 7 日

議 長 普久原朝健

会議録署名議員 喜納勝範

会議録署名議員 我如古盛英